

広島県告示第八百四十九号

海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第三条第一項の規定によって、次の区域を海岸保全区域として指定する。

令和六年九月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 海岸名

広島港海岸

二 地区海岸名

宇品西地区海岸

三 地先海岸名

宇品、元宇品地先海岸

四 区域

基点一から基点一四までの各点を順次結んだ線及び基点一四から補助点一四の一、一の一、一〇の二、一〇の一、三の一、二の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線により囲まれた区域。

五 点の位置（基点、補助点の標示角度は真北による。）

基準点 広島市中区江波南一丁目六〇番二の国土地理院三等三角点「江波」（北緯三四度二分五八秒〇四六八、東経一三二度二六分六秒四一三〇、標高三七・六三メートル）

基点一 基準点から一三六度の方向 三、〇一六メートルの点

基点二 基点一から〇度の方向 一六メートルの点

基点三 基点二から二四度の方向 一六八メートルの点

基点四 基点三から九五度の方向 一二メートルの点

基点五 基点四から七度の方向 四〇二メートルの点

基点六 基点五から五六度の方向 三七メートルの点

基点七 基点六から五度の方向 二〇メートルの点

基点八 基点七から三〇七度の方向 二九メートルの点

基点九 基点八から六度の方向 二六メートルの点

基点一〇 基点九から二七六度の方向 一三四メートルの点

基点一一 基点一〇から一九七度の方向 一二二メートルの点

基点一二 基点一一から二八七度の方向 二九メートルの点

基点一三 基点一二から一七度の方向 一八メートルの点

基点一四 基点一三から二八七度の方向 一一八メートルの点

補助点一の一 基点一四から二七〇度の方向 二〇メートルの点

補助点二の一 基点二から二八二度の方向 二〇メートルの点

補助点三の一 基点三から二七五度の方向 二二メートルの点

補助点一〇の一 基点一〇から一二〇度の方向 一〇八メートルの点

補助点一〇の二	基点一〇から一五八度の方向	五二メートルの点
補助点一一の一	基点一一から一五七度の方向	四八メートルの点
補助点一四の一	基点一四から一九六度の方向	五五メートルの点